

サービス貿易の革新的発展の試行 深化に関する全体方案

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国商務部は、2018年6月8日に國務院經由で「サービス貿易の革新的発展の試行深化に関する全体方案」（中国語名「深化服务贸易创新发展试点总体方案」、以下「全体方案」）を発表した。
- 中国のサービス貿易は、規模としては世界第2位（2017年、4.7兆元）まで躍進してきたが、「経験が比較的浅い」、「管理体制・政策体系・統計制度に欠陥がある」等、質・構造・効率性の面において更なる発展を妨げる要因が存在している。製造業のサービス化、サービスのデジタル化とアウトソーシング化が進む中、グローバル・バリューチェーンにおけるサービス貿易の存在感は高まりつつある。こうした趨勢を見据え、2016年2月から試行を推進してきた「サービス貿易の革新的な発展」を深化させるために制定されたのが、この「全体方案」である。
- 「全体方案」では、2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間で、17の省（直轄市）・市・新区を対象に試行を深化させる方針が示された。試行深化の任務としては、①管理体制の更なる整備（サービス貿易分野における地方法令の立法加速等）、②対外開放の更なる拡大（クロスボーダー決済・海外消費・人材移動等に係る市場参入制度の模索・整備等）、③市場主体の更なる育成（海外でのサービス貿易促進センターの設立等）、④発展方式の更なる革新（サービス貿易のデジタル化推進、ハイレベルサービスを始めとした「サービス+」輸出の推進等）、⑤利便性の更なる向上（通関の利便性向上、モバイル決済・消費の利便性向上による海外観光客の積極的な誘致等）、⑥政策体系の更なる整備（「サービス輸出重点分野指導目録」の改正等）、⑦統計制度の更なる健全化（サービス貿易関連統計によるモニタリング・分析体系の整備等）、⑧監督管理方式の更なる革新（重点企業に対するモニタリングメカニズムの構築等）、が挙げられた。
- なお、「全体方案」と併せて発表されたのが、「サービス貿易の革新的発展の試行深化に関する利便化措置」と「サービス貿易の革新的発展の試行深化の任務および政策保障措置」である。前者は、金融・通信・観光・建設コンサルティングや法務等の4分野におけるサービス貿易の開放措置、後者は、上述の諸任務を遂行するための政策保障措置と関係官庁の役割分担が明示された。

【構成(概要)】

「サービス貿易の革新的発展の試行深化に関する全体方案」

(国函[2018]79号・添付ファイル1)

成立日：2018年6月1日、発表日：2018年6月8日

1. 指導思想・基本原則：供給側構造改革に重点を置いて、地方の積極性・創造性の十分な発揮、サービス貿易の管理体制・対外開放の経路・促進メカニズム・政策体系・監督管理制度・発展方式等における先行的な試行は、ビジネス環境の最適化加速、市場活力の最大限喚起、サービス貿易の革新的かつ質の高い発展の促進等を指導思想とし、「重点突破と優先的発展」、「革新駆動と転換による発展」、「秩序ある深化と持続的発展」を基本原則とする。
2. 試行深化の地域・期間：北京市・天津市・上海市・海南省・深圳市・ハルビン市・南京市・杭州市・武漢市・広州市・成都市・蘇州市・威海市および河北雄安新区・重慶両江新区・貴州貴安新区・陝西西咸新区等を対象に、2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間で試行を深化する。
3. 試行深化の任務：①管理体制の更なる整備（全体計画・政策協調・情報共有の強化、サービス貿易分野における地方法令の立法加速等）、②対外開放の更なる拡大（試行地域での開放・利便化措置の段階的な実施、自由貿易試験区等のサービス貿易に関する経験を活かした対外開放の推進、クロスボーダー決済・海外消費・人材移動等に係る市場参入制度の模索・整備等）、③市場主体の更なる育成（全国・地域的な公共サービスプラットフォームの科学的整備・運営、海外でのサービス貿易促進センターの設立、サービス貿易の重要なパートナーとの協力の強化等）、④発展方式の更なる革新（自由貿易試験区や経済技術開発区等を対象とした特色あるサービス輸出基地の建設、サービス貿易のデジタル化推進、ハイレベルサービスを始めとした「サービス+」輸出の推進等）、⑤利便性の更なる向上（通関の利便性向上、モバイル決済・消費の利便性向上による海外観光客の積極的な誘致等）、⑥政策体系の更なる整備（「サービス輸出重点分野指導目録」の改正、新興サービスの輸出と重点分野のサービス輸入の奨励等）、⑦統計制度の更なる健全化（サービス貿易関連統計によるモニタリング・分析体系の整備等）、⑧監督管理方式の更なる革新（サービス貿易に携わる重点企業に対するモニタリングメカニズムの構築等）。
4. 組織的实施：試行地域の特性を反映した具体案の策定、試行任務の着実な実施の推進、実績と複製可能な経験を組み入れた定期報告の実施、関係官庁間の協力強化、「国務院サービス貿易発展合同会議弁公室」の役割強化、計画・協調・追跡・監督の強化による試行深化の推進等。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-06/08/content_5297239.htm

から入手可能（2018年7月19日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。